お　知　ら　せ

国土交通省が皆様のご協力により進めております、一級河川子吉川水系鳥海ダム建設工事及びこれに伴う市道付替工事については、令和八年八月二十七日付けで土地収用法による事業の認定及び手続保留の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第二十八条の二の規定により、次の事柄についてお知らせいたします。

記

一　事業の認定の告示があった土地

イ　収用の部分

秋田県由利本荘市鳥海町百宅字奥山、字天配、字滝ノ上、字翁畑、字清水沢、字境堂、字舘ノ下、字杉峠、字倉ノ下、字岩ノ下、字繋沢、字後山、字清水尻、字田中沢、字山ノ沢、字中村、字山花、字大亦、字中田岱、字前沢山、字野添、字檜実沢、字梵天平、字下向、字高野台、字遠上山、字遠上、字中田代、字中田代山国有林及び字手代沢国有林地内

ロ　使用の部分

秋田県由利本荘市鳥海町百宅字奥山、字天配、字滝ノ上及び字後山地内

ハ　収用又は使用の手続を保留している土地

秋田県由利本荘市鳥海町百宅字奥山、字天配、字翁畑、字清水沢、字境堂、字舘ノ下、字杉峠、字倉ノ下、字岩ノ下、字繋沢、字清水尻、字田中沢、字山ノ沢、字中村、字山花、字大亦、字前沢山、字野添、字檜実沢、字梵天平、字下向、字高野台、字遠上山、字遠上、字中田代、字中田代山国有林及び字手代沢国有林地内

（注）右記の土地及び収用又は使用の手続を保留している土地（以下「手続保留地」といいます。）を表示する図面は、由利本荘市建設部建設政策課でご覧ください。

二　土地価格の固定について

前記一の土地については、事業の認定の告示のあった日をもって土地価格が固定されることになります。

ただし、手続保留地については、手続開始の告示があった日をもって価格が固定されることになります。

三　関係人の範囲の制限について

事業の認定の告示があった日以後に、前記一の土地に関して新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないことになります。

ただし、手続保留地については、手続開始の告示があるまでこの制限は適用されません。

四　損失補償の制限について

事業の認定の告示があった日以後に、前記一の土地の形質を変更し、工作物を新築し、又は増改築等をするときは、あらかじめ秋田県知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。

ただし、手続保留地については、土地の形質の変更を除き、手続開始の告示があるまでこの制限は適用されません。

五　裁決申請の請求について

裁決申請は、国土交通省が行いますが、前記一の土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、自分が権利をもっている土地について、国土交通省に対し、裁決申請をするよう請求することができます。

ただし、手続保留地については、手続開始の告示があるまでこの請求はできません。

六　補償金の支払請求について

前記一の土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利をもっている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払いを国土交通省に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、前記五の裁決申請の請求とあわせてしなければなりません。

ただし、手続保留地については、手続開始の告示があるまでこの請求はできません。

七　明渡裁決の申立てについて

明渡裁決の申立ては、前記一の土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、裁決申請がされた後に、直接秋田県収用委員会あてにすることができます。

八　パンフレットの配布について

補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「土地収用法が適用されるときの補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は国土交通省東北地方整備局鳥海ダム工事事務所用地課又は由利本荘市建設部建設政策課にお越しいただければ配布いたします。

九　その他不明な点については、国土交通省東北地方整備局鳥海ダム工事事務所用地課【秋田県由利本荘市水林四〇八　〔電話　〇一八四（二三）五三〇七〕】に照会ください。

国　土　交　通　省